資料編

資料編

1 計画の策定体制及び策定までの経過

(1) 第10次沼津市高齢者保健福祉計画策定体制図

策定委員会

【委 員 数】 15人

【構 成】

委員長:市民福祉部長副委員長:福祉事務所長委員:政策企画課長 地域白治課長

地域自治課長 生活安心課長 財政課長

【所掌事務】

- ・計画策定に係る調査研究、協議
- ・その他計画策定に必要な事項

策定懇話会

【委 員 数】 21 人

計画案の提示

意見・提言

【構 成】

- ・学識経験者
- ・市民団体を代表する者
- ・保健、医療、福祉関係団体を 代表する者
- ・介護サービス事業関係者
- ・公募による市民

【所掌事務】

- ・計画案の内容協議
- ・策定委員会への意見の提言

事 務 局

市民福祉部 福祉事務所 長寿福祉課

(2) 沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年11月16日 副市長決裁 最終改正 令和5年3月22日 市民福祉部長決裁

(設置)

第1条 沼津市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)を策定するため、沼津 市高齢者保健福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 高齢者保健福祉計画の策定に係る調査研究及び協議をすること。
 - (2) その他高齢者保健福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民福祉部長を、副委員長は福祉事務所長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を所掌し、会議の長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長(市民福祉部長)が定める。

付 則

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日副市長決裁)

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月22日市民福祉部長決裁)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月11日市民福祉部長決裁)

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成29年4月25日市民福祉部長決裁)

この改正は、平成29年4月25日から施行する。

付 則(令和2年4月8日市民福祉部長決裁)

この改正は、決裁の日から施行する。

付 則(令和5年3月22日市民福祉部長決裁)

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

部 等	委員	
政策推進部	政策企画課長 地域自治課長 生活安心課長	
財務部	財政課長	
市民福祉部	市民福祉部長 福祉事務所長 国民健康保険課長 健康づくり課長 社会福祉課長 長寿福祉課長 介護保険課長 障がい福祉課長	
都市計画部	まちづくり政策課長	
危機管理課	危機管理課長	
教育委員会事務局	生涯学習課長	

(3) 沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会設置要綱

平成22年10月29日 副市長決裁

(設置)

第1条 沼津市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)の策定にあたり 、広く市民からの意見を求めるため、沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会(以下「懇話 会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、高齢者保健福祉計画の案について内容を協議し、沼津市高齢者保健福祉 計画策定委員会に意見を提言する。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民団体を代表する者
 - (3) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者
 - (4) 介護サービス事業関係者
 - (5) 公募による市民

(仟期)

第4条 委員の任期は、高齢者保健福祉計画策定終了時までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 訓

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

付 則(平成24年3月22日市民福祉部長決裁)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(令和元年10月9日市民福祉部長決裁)

この改正は、決裁の日から施行する。

第10次沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会 委員名簿

	役職	氏 名	団体名称	備考
1	会長	平田厚	静岡福祉文化実践研究所	学識経験者
2		堀内 洋志	沼津市自治会連合会	
3		鈴木 弘子	沼津市老人クラブ連合会	市民団体
4		太田 陽介	沼津地区労働者福祉協議会	
5		雨宮 徳直	一般社団法人沼津医師会	
6		横井 麗子	一般社団法人沼津市歯科医師会	
7		山 本 泰	一般社団法人沼津薬剤師会	
8		浅沼 起世枝	公益社団法人静岡県看護協会	
9		中島 康司	社会福祉法人沼津市社会福祉協議会	保健・医療・福祉
10		馬場 弘美	沼津市民生委員児童委員協議会	
11	副会長	石川 三義	沼津市地域包括支援センター運営協議会	
12		岡田 由佳	沼津介護支援専門員連絡協議会	
13		田中 賢司	一般社団法人静岡県社会福祉士会	
14		和田 喜美枝	沼津市介護家族の会	
15		後藤 政美	沼津市特別養護老人ホーム連絡協議会	
16		若林 直子	沼津市グループホーム連絡協議会	介護サービス 事業関係者
17		ピリ睦	沼津市リハビリテーション連絡協議会	
18		花田 静子		
19		鈴 木 秀		公募委員
20		池谷 広美		公券安貝
21		田畑 朋美		

(4)計画の策定方法

①市民を対象としたアンケート調査の実施

計画で取り組むべき課題を検討するための基礎資料とすることを目的として、一般高齢者等の保健福祉サービス等の実態調査、要介護認定者の介護保険サービスの利用実態調査等を実施しました。(第2章に調査結果の抜粋を掲載しています。)

②「沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会」等による検討

市民である被保険者等の意見が反映されるよう、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民代表が参画する沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会において、協議を重ねて 策定しました。

また、庁内では、事業等に係る連携を図るため、沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会を設置し、関係各課職員等による検討、調整等を図るとともに、高齢者に関する施策検討を実施しました。

③パブリックコメントの実施

本計画の策定に際し、市民の意見を取り入れる機会として、パブリックコメントによる 意見聴取を実施しました。

④介護保険事業計画における保険料や各種サービス等の推計について

介護保険料や、介護保険サービス・地域支援事業の見込量については、厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」により推計しました。

(5) 計画策定までの経過

日程	会議名等	内容		
令和4年度	令和4年度			
12月7日~12月23日	市民を対象とした アンケート調査の実施	◎介護予防・日常生活圏域ニーズ調査◎在宅介護実態調査※第2章参照		
令和5年度				
7月1日	第10次沼津市高	高齢者保健福祉計画策定懇話会委員委嘱		
7月14日	第1回策定委員会	◎沼津市高齢者保健福祉計画について◎第9次計画の進捗状況及び評価について◎沼津市高齢者の生活と意識に関する調査結果		
8月3日	第1回策定懇話会	○石澤市同齢者の生活と忠誠に関する調査相来 (アンケート調査結果)の報告について○基本理念と基本施策について		
10月12日	第2回策定委員会	◎第10次沼津市高齢者保健福祉計画について ・日常生活圏域について ・計画各論について		
11月8日	第2回策定懇話会	・介護保険サービス量の見込みについて(暫定)		
12月13日	第3回策定委員会	◎第10次沼津市高齢者保健福祉計画(案)に ついて		
12月20日	第3回策定懇話会	・計画案に関する意見聴取・パブリックコメントの実施について		
1月24日~2月22日	パブリックコメントの 実施	◎第10次沼津市高齢者保健福祉計画(案)に ついて		
3月1日	第4回策定委員会	◎パブリックコメントの結果について◎第10次沼津市高齢者保健福祉計画(案)について		
3月		策定		

2 介護保険サービス一覧

(1) 居宅サービス

サービスの種類	内容
訪問介護(ホームヘルプ)	訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、 洗濯、掃除等の家事を行います。
訪問入浴介護	入浴が困難な方の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護 を行います。
通所介護(デイサービス)	日中、通所介護施設で、必要な日常生活上の支援や機能訓練の提供 等を行います。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等で、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を 提供します。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話や必要な診 療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が、 在宅療養中で通院困難な方の居宅を訪問し、療養上の管理や指導、 助言等を行います。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や診療所、病院において、必要なリハビリテーションを行います。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や診療所、病院等で、医師や看護職員、理学療法 士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援等を行います。
居宅介護支援・介護予防支援	ケアマネジャー(介護支援専門員)が、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ったケアプラン(居宅サービス計画)の作成、ケアプランに位置づけたサービス提供事業所等との連絡・調整等を行います。
特定施設入居者生活介護	特定施設の入居者に対して、日常生活上の支援、機能訓練、療養上 の世話を行います。
福祉用具貸与	自立支援や介護者の負担軽減を目的とした福祉用具を貸与します。
特定福祉用具購入	自立支援や介護者の負担軽減を目的とした特定福祉用具の購入費を 支給します。
住宅改修	住みなれた自宅で生活が続けられるよう、手すりの取り付け等の改 修費を支給します。

(2) 地域密着型サービス

サービスの種類	内容
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症利用者が共同で生活する少人数(5人~9人)の住居で、必要な日常生活上の支援、機能訓練を行います。
認知症対応型通所介護	通所介護施設で、通所の認知症利用者に対して、必要な日常生活上 の支援、機能訓練を行います。
地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	利用定員18人以下の通所介護施設で、必要な日常生活上の支援や機 能訓練の提供等を行います。
小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心に、利用者の希望等に応じて、訪問や宿 泊を組み合わせて、必要な日常生活上の支援や機能訓練の提供等を 行います。
夜間対応型訪問介護	夜間、定期巡回または随時での訪問介護サービスや通報に応じたオ ペレーションサービスを行います。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、日常生活上の支援、 機能訓練、療養上の世話を行います。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	入居定員が29人以下の特定施設の入居者に対して、日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行います。
定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	日中·夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の連携により、定期巡回と 随時の対応を行います。
看護小規模多機能型 居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせて提供し ます。

(3)施設サービス

サービスの種類	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅での生活が難しい方を対象に日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行う入所施設です。
介護老人保健施設	看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに 日常生活上の支援を行う入所施設です。
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ方を対象に、療養上の管理、 看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療 並びに日常生活上の支援を行う施設です。

3 地域支援事業一覧

(1)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

事業 の種 類	サービスの種類	内容
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	①訪問介護:訪問介護員による身体介護等 ②訪問型サービスA:緩和した基準による生活援助等
	通所型サービス	①通所介護:通所介護と同様のサービス ②通所型サービスA:緩和した基準によるミニデイサービス、運動・レクリエーション等
	生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見 守り、訪問型サービス・通所型サービスに準じる自立支援に 資する生活支援を行います。
	介護予防ケアマネジメン ト	基本チェックリストによる高齢者に対するスクリーニング、 介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメン ト、総合事業の事業評価を行います。
一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域の支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
	地域介護予防活動支援事 業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行いま す。
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画の目標値達成状況の検証と一般介護予防 事業の事業評価を行います。
	地域リハビリテーション 活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

(2)包括的支援事業

サービスの種類	内容	実施 主体
介護予防ケアマネジメント 事業	基本チェックリストによる高齢者に対するスクリーニング、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、総合事業の事業評価を行います。	幸
総合相談支援業務	地域におけるネットワークの構築と実態把握や、初期相談 から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・ 支援を行います。	地域包括支援セン
権利擁護業務	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置、高齢 者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止を 行います。	援センター
包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援 専門員のネットワークの活用、日常的個別指導・相談、支 援困難事例等への指導、助言等を行います。	-
在宅医療・介護連携 推進事業	地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介 護関係者の研修等を行います。	
認知症施策総合推進事業	認知症初期集中支援チームによる支援と認知症地域支援 推進員、チームオレンジコーディネーターによる地域の体 制整備を行います。	沼津市
生活支援サービス体制整備 事業	生活支援コーディネーターの配置による地域資源の開発 等を行います。	市
地域ケア会議運営	保健医療や福祉の専門職等が参画し、個別事例や地域課題 の検討を行います。	

(3)任意事業

サービスの種類	内容
認知症高齢者見守り事業	認知症等により徘徊癖を持つ高齢者が行方不明にならないよう、市 内民間事業者の協力により見守り協力事業所を配置するとともに、 行方不明となった場合の探索サービスを提供します。
成年後見制度利用支援事業	認知症等の理由により判断能力が十分でない方が、契約や財産管理 を行う後見人の選任、成年後見制度利用手続きの代行、裁判所への 申立等を行うことについて、支援を行います。
認知症サポーター等養成事業	認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその 家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成 し、またその活動を支援します。
介護相談員派遣等事業	介護サービスの利用者と提供者双方の声を聴くことにより、介護サービスの現状把握を行い、サービスの改善と質的向上につなげることを目的に、介護相談員を派遣します。
介護給付費等費用適正化事業	利用者に適切な介護サービスが提供されているか、また、不要なも のが提供されていないか等の検証を通じ、介護給付等に要する費用 の適正化のための事業を実施します。
家族介護者慰労事業	要介護3以上の高齢者を在宅で、介護保険サービスを利用せずに介 護している同居の家族を慰労します。
住宅改修支援事業	居宅介護支援事業所等と契約していない要支援・要介護認定者の、 住宅改修費支給申請に係る理由書を作成した者に対して、支援を行 います。
配食サービス事業	要支援・要介護認定を受けていない調理困難な高齢者世帯等を対象 に、食事サービスを提供するとともに安否確認を行います。

(4) その他の地域支援事業

サービスの種類	内容
高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者に対する虐待の防止及び発生時の対応について、適切に対応 できるよう、関係機関と情報共有を行い、連携を図ります。
高齢者一時保護事業	老人福祉法及び高齢者虐待防止法に基づき、養護者等から虐待を受けている等の状況により在宅での生活が困難となった高齢者等に対し、短期間の宿泊を提供し、心身の状態の回復を図ります。
重度要介護者通院支援事業	要介護4または5で、ストレッチャー対応により大型車での移動を要する人を対象に、通院時の居宅と医療機関との間の送迎を支援します。
在宅生活支援用具購入等 支援事業	一定の要件を満たした単身高齢者等を対象に、電磁調理器や防災警 報器の購入等に対して、支援を行います。